

# ダラム司教領における領主権の構成

—十三世紀末期、ダラム・パラタイン伯領  
の領主裁判権組織—

赤 沢 計 真

## I. 問題の所在——ダラム司教領の領主裁判権組織——

- II. ダラム司教領の刑事裁判権組織
- III. ダラム司教領の民事裁判権組織
- IV. ダラム司教領における流通規制
- V. ダラム司教領における領主層の階層構成
- VI. ダラム司教領における森林特権

## I. 問題の所在——ダラム司教領の領主裁判権組織——

イングランド封建社会において、ダラム司教領は、特殊な自立的性格を保ち続けた行政領域である。その特質は、多数の種類の領主特権から構成される広汎な不入権を確保したことに存在する。同司教領の不入権の内容を概観すると、ダラム教領域内から、国王官僚の立入りと彼らによる国王裁判権の執行を排除し、国王令状の効力を遮断し、国王権力による治安機能を無効とした領域的完結性を指摘することができる。ダラム司教領においては、領主である司教の治安維持機能が侵害された場合、司教権力に属する刑事裁判権が執行され、また司教自身が発給する訴訟開始令状に基づいて、司教の裁判所で民事裁判権が行使され、民事訴訟手続が管轄されている。イングランド封建社会で、ダラム司教領の強力な不入権に比較できるものは、チェスター州（チェシャー）(the county of Chester, Cheshire)

の不入権領であったが、このチェスター州の領域も、13世紀初めには王領に帰属するところとなっている。ダラム司教領の不入権の特質は、同司教領がダラム・パラタイン伯領であることによって、本質的に規定を受けているのであるが、「パラタイン伯領」(the palatine earldom)としてのダラム司教領の領域的自立性を明らかにするためには、まず第一の方法的手続として同司教領の領主権の内容を具体的にたどることが必要であると考えられる。「パラタイン伯領」(the palatine earldom)は、歴史的には、「パラタイン領」(パラティネット) (palatinate) と同義に使用される例が多いが、厳密には、「パラタイン伯領」は、元来、「パラタイン領」の一つの存在形態とみなすべきであって、「パラタイン領」をより上位の範疇として指定すべきであろう。14世紀前半に設けられたランカスター公領は、ランカスター州（ランカシャー）を支配領域とする「パラタイン領」であり、仮に「伯領」の語に、アングロ・サクソン期の「伯領」(earldom)の意味の残存を認めたとしても、ランカスター公領を敢えて「パラタイン伯領」と呼ぶことは、概念上の不必要的混乱を生じてしまう。「パラタイン領」または「パラタイン伯領」についての一般的な性格規定は、ラブスレー<sup>1)</sup>の古典的研究業績に依拠することとして、ここでは一般論的な論述を避けて、ダラム司教領の構造そのものに即した考察を試みたい。

次に、13世紀末期の時点におけるダラム司教領の構造を論ずることの積極的な意味を指摘しておかなければならない。1278年のグロスター法令<sup>2)</sup>の発布をもって開始されるエドワード一世治世の権原開示訴訟（プラキタ・デ・クオ・ウアラント）は、1290年の権原開示法令<sup>3)</sup> (the statute of quo warranto) の制定をもって一つの重要な画期を迎え、さらに連続的な訴訟行為としては1294年<sup>4)</sup>に終っている。ダラム司教領に関する権原開示訴訟<sup>5)</sup>は、1293年、ノーサンバーランドのニューカスル・アップон・タインで行なわれ、その訴訟記録において、ダラム司教領内の領主層の階層構成と、彼らが領有する領主特権の構成が開陳されている。権原開示訴訟は、

ハンドレッド・ロールズ調査と並び、個別の封建所領における領主特権の構成を明らかにするものであり、しかもその手続きが、国王権力と個別封建領主権力との対抗関係の場で具体的な姿を現わしていくという点において、封建法の構成素材を形づくる。ダラム司教領の有する、パラタイン伯領としての領域的完結性も、この訴訟の過程で客観的に具体化されるのであり、その領主特権に内容規定が与えられる。権原開示訴訟は、単に国王権力の再編成を意味するものであったばかりではなく、諸侯領の権力再編成を、国王権力との対抗関係の場において遂行せしめた過程でもあった。1293年の権原開示訴訟記録は、この意味で、ダラム司教領の領主権の構成内容を分析するための基本的素材であり、これに加えて、(1) 1256年(ヘンリー三世治世第40年)、(2) 1269年(ヘンリー三世治世第53年)、(3) 1279年(エドワード一世治世第7年)の三回のノーサンバーランド州巡回裁判記録(アッササイズ・ロールズ)<sup>6)</sup>における記述が、ダラム司教領に関する領主権調査を含んでいる。これらの巡回裁判記録(アッササイズ・ロールズ)と、それ自体も巡回裁判(大巡回)(エア)に依拠するところの権原開示訴訟(プラキタ・デ・クオ・ヴァラント)記録とを併用する作業により、ダラム司教領の法的構造を、一定程度解明し得ることが期待される。特にその際、領主権の中核を占める領主裁判権組織を分析することが、中心的課題を形づくる。

ダラム司教領は、パラタイン伯であるダラム司教を領主とし、このパラタイン伯の下に、ダラム修道院長、スコットランド王ベリオル家、その他の少数の聖俗貴族が、ダラム・パラタイン伯領内に授封されており、彼らがダラム司教領の上級支配者階層を形成する。1293年のダラム司教領の権原開示訴訟記録<sup>7)</sup>によれば、これらの上級支配者集団に属するものとして、ダラム修道院長、スコットランド王ジョン・ド・ベリオル、アグネス・ド・ヴァレンシア、ロベルトゥス・ド・ブルス、ヨハネス・ド・グレーストークが有力貴族であり、また、彼らよりやや劣る階層の貴族として、

ラヌルフス・ド・ネヴィルム、ロベルトゥス・ド・ヒルトン、ウィカルドウス・ド・シャロン、ヨハネス・マーマデューク、ヘンリー・ド・インスラ、ウォルテス・ド・ウィシングトン、ヨハネス・ド・ギルデフォード、の名が挙げられている。彼らは、ダラム司教を封主とするところの被授封者であり、多様な種類の領主特権の授封を受けている。彼らは、領主特権の基盤となるべき土地所有の授封も受けており、スコットランド王ジョン・ド・ベリオルは、バーナード・カースルに、アグネス・ド・ヴァレンシアはゲネフォードに、ロベルトゥス・ド・ブルスはハートルポールに、ラヌルフス・ド・ネヴィルムはグランパースに、ヨハネス・ド・グレーストークはクニスクライヴにおいて、それぞれ不入権を領有し、その地域に特権領を構成する。ラヌルフス・ド・ネヴィルム以下の中小貴族もそれぞれ彼らの封地を有する。有力貴族の場合、彼らの本領における不入権とは別個に特定地域における領主特権を賦与される場合があった。例えばアグネス・ド・ヴァレンシアは、ゲネフォードで拷問執行権とインファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）、および有罪人動産の没収権を与えられているが、これとは別個に彼女の本来の所領が存在し、そこでは彼女はウォレン（狩猟権）を領有している。イングランド封建国家が、国王を最高封主として、国王直轄領（＝王領）と授封領（＝諸侯領）とから構成されているように、ダラム司教もまたダラム司教の直轄領の傍ら、ダラム司教（＝ダラム・パラタイン伯）を封主とするところの授封領（＝貴族領）が存在し、司教直轄領と貴族領の総体がダラム・パラタイン伯領を構成する。この場合の領主権には、範疇的に二つの系列があり、一つは土地所有を基盤とする在地的特権であり、所領の領域的支配権を保証し、土地領有（＝所領）の空間的な分布を形づくる。他の一つは、裁判特権および経済特権を中心とする領主特権であって、必ずしも在地性に裏づけられていないが、この種の領主特権を掌握した場合、その領主特権が行使される地域にはほとんど必然的に領域支配の場を確立する結果をもたらすであろう。ダラム

司教領は、ダラム特権州とノーラム特権領とから構成<sup>8)</sup>され、ダラム司教は、同司教領内の公権を行使し、彼自身の文書部と行政機構を運営し、令状を発給する権限を有するが、これは、彼自身の直轄領および直属都市（ダラム、サッドバージュ、ベドリングトン、ダーリントン、ノーラム）を対象領域として行使されるのみでなく、この権限が、ダラム司教領全領域を覆っている。これに対して授封領（＝貴族領）は、限定された領主特権を有し、その妥当する地域も明確な制約を受けていた。イングランド封建社会における領主特権は、基本的に領主裁判権の形式をとることが多く、土地所有権（＝封建地代收取権）を基盤とするけれども、土地所有体系とは別個の権限体系を形づくる。土地所有権が授封対象とされるのと並んで、領主裁判権も授封対象となる。従って、所領に附属する領主特権の内容の確定が権原開示訴訟における重要な争点の一つでもあった。ダラム司教領においても、領主裁判権組織は、上級支配者集団としての領主層の支配権力の基軸を形づくっている。その内容は、土地所有体系の重層的構造とは別個に、(1) ダラム司教の公権に属する、ダラム司教領全体に及ぶ裁判権。法理論的には、国王裁判権所管の権限の委譲として説明される諸特権。(2) 司教直轄領におけるダラム司教直属の領主裁判権。(3) 授封領（＝貴族領）における領主裁判権。法理論的には、これは私有裁判権（private jurisdiction）の範疇に属するもの。これらの三つの要素の重層的関係から組立てられ、同時に相互補完的な関係を形づくっている。本稿の課題は、ダラム司教領における領主裁判権組織の重層的構造を分析することであり、そのための方法上の仮設として、元来、複合的な存在形態でしかありえない封建領主裁判権を、刑事裁判権、民事裁判権、流通規制特権、の三個の領域に分類して考察してみたい。流通規制特権もまた、歴史的には領主裁判権の形式をとて存在しており、刑事・民事の二領域のどちらからも分離し難い性質を持つ権限である。

## II. ダラム司教領の刑事裁判権組織

ダラム司教の直轄領<sup>1)</sup>を構成するダラム, サッドバージュ, ベドリングトン, ノーラムの各特權領において, ダラム司教は, 彼自身の直属の文書部から彼の令状を発給して裁判を管轄する。ダラム司教は, ダラム, サッドバージュ, ベドリングトン, およびノーラムの各都市において彼の裁判所を開き, 彼自身の裁判官を任命し, 「国王裁判官によって手渡されたものとして, イングランドの法と巡回裁判の諸条項に従って」,<sup>2)</sup> 民事・刑事両領域の訴訟を管轄する。ダラム司教は, ダラム特權領とノーラム特權領において拷問執行権(フォーク)(フレーザー<sup>3)</sup>はこれを「絞首台」<gallow>と解釈している。)を有し, ノーラム特權領では, インファンゲンセーフ(所領内窃盗捕縛権)とウトファンゲンセーフ(所領外窃盗捕縛権)を行使する。ダラム司教は, ノーラム特權領において, 司教の意志ですべての国王所管の裁判権を施行し, 彼の領民に法廷出頭の義務を課し, 法の保護を奪われたものすべてに対して, もし彼らが出頭しないならば, 彼らを喚問する。もし, 法の保護を奪われたものが帰ってくれば, 司教は彼の意志に基づき, 彼らに司教の法的保護を与える。司教はタインマスで新規にウォレン(狩猟権)を設定したが, 彼は, 前述の彼の特權領の内部では彼が欲するところの人に対して誰でもウォレン(狩猟権)を与えることができた。ウォレン(狩猟権)の特權の創出と授与とは, 元来, 国王大権(プレロガティヴ)に属する権限であるが, 司教は, 彼の自由意志に応じて狩猟権を創出し, しかもそれは国王大権(プレロガティヴ)所管の権限の委譲に基づく行為としてみなされ得るものである。ダラム司教は, 刑事裁判権に關係する役職として, 彼の特權領内でコロナー(検屍官)を有し, 警察機構の指揮と経営を担当せしめ, サッドバージュ, ベドリングトン, ノーラムで各一人, さらにダラム特權領内の三つの行政区(ウォード)で各一人ずつ計三人のコロナーを有する。

上で見たような諸種の領主裁判権の中で、インファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）、ウトファンゲンセーフ（所領外窃盗捕縛権）、拷問執行権（フォーク）の三種は、明らかに刑事裁判権に属するとみなしてよいが、有罪人動産没収権（フォフェチュア）に関しては、この権限は、固有の意味の刑事裁判権領域に属するものではなく、むしろ行政処分の領域に属すべき種類であろう。しかし、有罪人動産没収権（フォフェチュア）が刑事犯罪と密接に関連しており、その判決の一つの帰結でもある、という意味で、技術上、刑事裁判権領域に含めておく。また、ウォレン（狩猟権）とチェス（狩猟権）については、一種の森林特権（フォーレスト）とも称すべきもので、二つとも固有の意味での刑事裁判権ではない。しかしながら、ウォレン（狩猟権）もチェス（狩猟権）も一種の不入権であり、これを侵害すれば刑事犯罪としての処分を必然的に受けることになると考えられるので、これらも刑事裁判権領域に含めて取扱うことにする。ウォレン（狩猟権）、インファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）、ウトファンゲンセーフ（所領外窃盗捕縛権）とについて、それぞれ共通に指摘できる属性は、これらがともに「不入権」(immunity, Immunität) の範疇に属する領主特権であり、しかも最も基礎的な不入権を構成することである。高級不入権の典型として、一般に指摘され得るのは、令状回答権(return of writs)、侵奪動産占有回復訴訟権(writ of replevin)の二種であるが、封建的行政領域における不入権は、本来、複合的な構成を持つものであり、ダラム司教領についても明らかに強力な令状回答権(return of writs)が機能して、国王役人の立入りと国王所管裁判権の執行とを排除している。ウォレン（狩猟権）、インファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）、ウトファンゲンセーフ（所領外窃盗捕縛権）は、ともに下級不入権の範疇に属するが、上述した高級不入権の基礎に位置するものであって、その有効性を保証する役割を持つ。

ダラム司教領内の有力貴族層の刑事裁判権<sup>4)</sup>については、(1) ダラム修

道院長が、ダラム特権領に属する彼のすべての所領にわたって、インファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）を有し、彼の法廷で、有罪人動産の半分を没収・取得する権限（フォフェチュア）を有する。

(2) スコットランド王ジョン・ド・ベリオルは、ダラム特権領に属するバーナード・カースルにおいて、拷問執行権、インファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）を有し、彼の法廷が、有罪人の動産没収の権限（フォフェチュア）を有する。また、ダラム司教の特権領に属するジョン・ド・ベリオルの所領全域にわたって、チエス（狩猟権）およびウォレン（狩猟権）の特権を所有する。

(3) アグネス・ド・ヴァレンシアは、ダラム司教の特権領内のゲネフォードにおいて、拷問執行権とインファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）を有し、彼女の法廷で有罪人動産没収権（フォフェチュア）を行使できる。また、彼女の所領内でウォレン（狩猟権）を有する。

(4) ヨハネス・ド・グレーストークはクニスクライヴにおいて、彼の所領内の彼に属する法廷を通じてインファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）と有罪人の動産没収の権限（フォフェチュア）を所有し、また、彼の所領全域にわたってウォレン（狩猟権）の権限を有する。

次に、やや下層の貴族として名が挙げられているとみなされる領主階層<sup>5)</sup>をみると、ラヌルフス・ド・ネヴィルムは、ダラム司教の特権領の内部のグランパースにおいて、チエス（狩猟権）とウォレン（狩猟権）を有し、また、ロベルトゥス・ド・ヒルトン、ウィカルドゥス・ド・シャロン、ヨハネス・マーマデューク、ヘンリー・ド・インスラ、ウォルテス・ド・ウィシングトン、ヨハネス・ド・ギルデフォード、は各々、ダラム司教の特権領域内に彼らが領有する所領についてウォレン（狩猟権）を有する。

以上の叙述は、主として、1293年の権原開示訴訟記録に基づいている。権原開示訴訟において、一般に中小領主層の領主特権としては、ウォレン（狩猟権）とインファンゲンセーフ（所領内窃盗捕縛権）の占める比重が

大きく、市場開設権（マーケット・アンド・フェア）、エール釀造規制権のような経済的特権と並んで、これらの下級領主特権が、中小領主層の在地的支配の権限をなしていたと考えることができる。

### III. ダラム司教領の民事裁判権組織

ダラム司教領の領主裁判権の諸領域について、民事訴訟に関する史料はその中でも比較的少ない。この観点からすれば、巡回裁判記録（アッサインズ・ロールズ）は、民事訴訟の実態を推論せしめる貴重な史料である。ダラム司教は、彼自身の文書発給機構として文書部（チャンセリー）を有し、国王令状に対抗する彼自身の令状（リット）を領内に発給し、1293年<sup>1)</sup>には司教の名のもとで訴訟開始令状（オリジナル・リット）、法廷登記（エントリー）、境界侵害（トレスパス）規制、権利保証、贈与、遺産相続（morte d'ael），に関する諸種の令状の発給が取扱われている。1279～80年<sup>2)</sup>の巡回裁判記録（アッサインズ・ロールズ）に従えば、共同地割取に関する令状少数例、治安侵害に関する令状1例、債務保証・債務連帯責任に関するもの6例、陪審裁判による事実吟味要請に関するもの23例、土地占有に関するもの1例、等の令状発給が知られる。この他に固有の民事裁判機構領域に属するものとして、債務者の動産差押え、幼少な相続権者に対する資産後見権（ウォードシップ）の実施も、文書部の令状発給機構を媒介として執行される。ダラム司教領において、高級民事裁判権としての侵奪動産占有回復訴訟権（writ of replevin）が重要な位置を占めていたことは当然であるが、それが具体的にどのような手続きで訴訟を構成したのかの事例には乏しく、当該の占有回復訴訟手続きは明瞭でない。

ダラム司教の特殊な権限として、諸種の私有裁判権の複合から構成される私領ハンドレッド<sup>3)</sup>に注目すべきである。既に、ダラム州は、ダラム司教の私領州（private shire）の性格を有する特権領であるが、さらにダラム司教は、タイン河の彼方のノーサンバランド州内北部にノーラム特権領を

有し、同時に1274年のハンドレッド調査<sup>4)</sup>によれば、隣接のヨーク州内に二つの私領ハンドレッド(private hundred)を領有している。すなわち、ヨーク州内のアルヴァトンシャー(Alvertonshire)〈現在の表記では Allertonshire〉、および、ハウデンシャー(Houedenshyr')〈現在の表記では Howdenshire〉がそれである。上記の二個の私領ハンドレッドにおいて、ダラム司教は、ノーラム特権領の場合とほぼ同質的な民事裁判権を掌握していたと考えられるが、その実態への推論は具体的にはできない。

#### IV. ダラム司教領における流通規則

13世紀末期のダラム司教領における流通規制は、1293年<sup>1)</sup>の権原開示訴訟記録からも比較的詳細に知られる。まず、ダラム司教の直轄領<sup>2)</sup>については、都市ダラム、ダーリントン、ノーラムにおける市場開設権(マーケット・アンド・フェア)、都市バーウィックに近いトゥイード河の橋の入口(トゥイードマス)における羊毛、獸皮、毛皮に関する取引統制(スコットランドおよび都市バーウィックからダラム司教の特権領に入る物資流通の規制)は、典型的な流通規制特権である。さらにダラム司教は、都市ダラムに彼の貨幣鋳造所を有し、また貨幣素材に関する鉱山採掘権も掌握している。1279～80年<sup>3)</sup>の巡回裁判記録(アッササイズ・ロールズ)によれば、ダラム司教は、タイン河とティーズ河の中間に位置するダラム特権領で、先買権(pre-emption)を有し、重要な流通統制の手段とすることができた。他方、都市ハートルプールは、ダラム司教領の主要な海港であるが、ダラム司教はこの地に税關を設けており、1304年<sup>4)</sup>には彼自身に直属する關稅徵集官を配置し、同港から輸出される羊毛、毛皮、獸皮に關稅を課している。これらの物資が、ダラム司教領の流通組織における重要な商品であることが明らかである。

ダラム司教領内の領主層の手に掌握されていた流通諸特権は、1293年の権原開示訴訟記録<sup>5)</sup>に具体的な叙述が示されている。ダラム修道院長は、

彼の所領のエルヴェットでパン焼規制権、エール釀造規制権を有し、また彼の所領内で発生する海難の難破船物資（レック）の半分を取得する権限を持つ。スコットランド王ジョン・ド・ベリオルは、ダラム特権領に属するバーナード・カースルにおいて市場開設権（マーケット・アンド・フェア）を有する。ロベルトゥス・ド・グロスは、ダラム司教の特権領域内のハートルプールで市場開設権（マーケット・アンド・フェア）、パン焼き規制権、エール釀造権を有する。さらに彼は、市場開設権に附け加えて市場開設権に附属するあらゆる特権と海港管理権とを有し、ハートルプール港に入港を希望するあらゆる船から船税（キラグム）を徴集し、またここで魚の代価（漁業税かとも考えられる）を受け取る。ダラム司教領内の中小領主層についての流通特権の記述は、1293年の権原開示訴訟記録の中には見出されない。ダラム中小領主層の流通特権の分析は、彼らの在地支配の実態を認識する上で必要な作業であるが、巡回裁判記録（アッササイズ・ロールズ）の記述の中から断片的に推論されるのみにとどまる。

## V. ダラム司教領における領主層の階層構成

ダラム司教領における領主裁判権組織の分析を通じて基軸とするところは、同司教領の階層構成を明らかにすることである。既に、ラプスレー<sup>1)</sup>は、ダラム司教領内の特定の領主が、慣行による取得時効（prescription）か、あるいは、司教自身の明確な授与によって特権を領有していることを指摘し、1293年の権原開示訴訟記録から、12人の領主が、ダラム司教の下で、高低多様の質の領主特権を領有していることを示している。とりわけ、ダラム修道院長の領主特権は強力であり、ダラム修道院領の領主特権の表現例として、ダラム修道院長自身が法廷を有し、彼の封臣に対するほとんど排他的な裁判権を占有している点を強調した。ラプスレーによって指摘された、ダラム修道院長のこのような独立的な位置が、1301～02年<sup>2)</sup>を中心とするダラム司教アントニー・ベックと、ダラム修道院長リチャード・

ド・ホートン (Richard de Hoton)との争いを惹き起こす要因となっていたことは否定し難い。ダラム司教領の土地所有の構造においても13世紀末期には既に錯綜した様相を呈しつつあり、本領をダラム州の外部に有する貴族による土地集積がダラム司教領で進められた場合,<sup>3)</sup> ダラム司教の支配権力は、自己完結的な領域支配権を貫徹することが困難にならざるをえない。1300~03年<sup>4)</sup>にわたって、ダラム司教領内の在地貴族層が、ダラム司教に抵抗した事件は、それが対スコットランド戦争による軍役賦課の加重を直接的な契機とするとは言え、ダラム貴族層を、土地所有関係の階層序列によってのみではもはや掌握できなくなったダラム司教の立場を物語るものである。スコットランド王ジョン・ド・ベリオル<sup>5)</sup>が、ダラム司教領内において大量の領主特権を蓄積しており、土地集積をもまた広汎に進めている事実は、ダラム司教の領域支配権に影響を与えずに置かなかつたであろう。ダラム司教領の領主裁判権組織は、錯綜しつつある土地所有関係の流動性に対抗し、ダラム司教の領域支配権を補強するものとして機能していたのであり、領主層の階層構成は、土地所有の階層構成としてではなく、領主裁判権管轄の重層的構成として理解すべきであると考えられる。

## VI. ダラム司教領における森林特権

ダラム司教の領主権力の特殊な基盤として「森林法」(forest law) の行使権限に注目すべきである。既に、1195年に歿したダラム司教ヒュー・ド・プイセット (Hugh du Puiset) の在職期間以来、ダラム司教の特権の一つとしての森林特権は重要視されてきている。しかしながら、司教アントニー・ベックの在職の以前には<sup>1)</sup>、森林特権の使用に関する明確な史料は存在しない。森林特権については、少なくとも二種類あり、一つは「自由狩獵権」である。「チェス」(free chase), 「ウォレン」(free warren) はこの種類に属する。他の一つは、今、ダラム司教領について問題にしている「森林法」(forest law) である。「自由狩獵権」(free chase, free warren)<sup>2)</sup>の場合、

これに関する「侵害」(trespass) の事実が明白に生じても、現行犯が捕えられない以上は、如何なる訴訟も行なわれ得ず、森林官の証言でさえも法的効力を持ち得なかった。これに対して、「森林法」に関する侵犯の場合は、「誓約審問」(sworn inquest) の審理方式を適用することができ、同時に森林特別法廷を開くことができた。「誓約審問」(sworn inquest) の方式を適用する場合は、本来は国王大権に属すべき森林特権に対する侵犯に他ならぬとみなす法的意識に立ち、容疑者の隠された犯行を明らかにさせる手続きとしては独占的な国王所管権限であり、容疑者が自由民であるならば、国王以外の誰も「誓約審問」方式に訴えることができなかつたのにもかかわらず、特殊な例外としてダラム司教法廷には、この国王所管権限が委譲されていた。この形式の委譲を権原として、ダラム司教の森林行政が機能しており、国王大権所管の森林法がダラム司教の管轄に帰属していたのである<sup>33)</sup>。

13世紀末期のダラム司教領における森林法廷は、スタンホープ(stanhope)とビショップ・オークランド(Bishop Auckland)で開かれた。ビショップ・オークランド以北のウェア河流域の山間森林地帯(Weardale)は、ダラム司教の森林特権の領有区域と領有対象をなしており、ビショップ・オーカークランドの集落も司教直轄の狩猟権地域に位置していた。司教直属の森林官(forester)の収入は、森林地域内の司教領不自由民による封建地代の上納に依存していたが、森林法廷における裁判収入も彼らの重要な収入源の一つであったと推論される。森林侵犯における裁判方式として、しばしば利用された方法は、何らかの侵害(trespass)の容疑で告発されていた被疑者を、森林法廷に移管して起訴することである。容疑者は、次回の森林法廷に出頭することが強制され、この法廷では、森林官の報告に基づき、「誓約審問」(sworn inquest)に付せられる。当該の森林法廷において、被起訴者は、新たな陪審裁判を請求することもでき、もし被起訴者が犯罪の事実を認めるならば、彼らに対してイングランドの他の地域の森林法犯罪の

量刑基準が適用され、罰金または刑罰が課せられる。ダラム司教領特有の量刑慣行としては、1303年に木材についての侵犯の場合、損害の量に応じた罰金 (fine) が課せられるとする約束が、司教領民との間に成立している。森林地域の領民は、司教の森林官の生計を保証する義務を課せられる。領民の権利としては、薪炭用材の伐採 (firing), 飼料用の乾草作りのための草の採取または家畜放牧 (pannage) である。領民の上記二つの権利は、一般に広く認められていて、権原としての慣習特権または授与証書がなければ、領民の権利はこの二つのみに限定される。森林法区域外で獲られた鹿は、捕獲が認められる。ただし、フィンチャブル (Finchable) 修道院の共同地狩猟権 (common chase) 区域で獲られた「のろじか」については、500 マークの科料 (fine) 納入を要する。エーカーガース (Acregarth) におけるダラム司教の自由狩猟権 (free chase) 区域内では、司教からの権利授与がみとめられれば、野うさぎ、狐、山猫、あなぐま、の狩猟が許される。旧来は狩猟制限のなかったこれらの地域に関して、司教は独占的な自由狩猟権 (free warren) 区域を、創出・設定することができる。自由狩猟権の授封対象は、ダラム司教領内の貴族・中小領主層であり、すなわち「修道院長 (abbot), (小) 修道院長 (prior), 有力貴族 (baron), 法官, シエリフ, リーヴ, ミニスター, ベリフ, 及び忠誠なるもの (faithful)」<sup>4)</sup> であった。一例として、ヨハネス・マーマデュークと彼の嗣子たちは、ダラム司教直轄のラムスレイとラーヴェンスウアースにおいて自由狩猟権を授封されていた。侵犯者たちは納付すべきポンド貨幣の科料を、ヨハネス・マーマデュークに対して負う。ダラム司教領内の領主層は、彼らの所領内で、もともと森林特権に属する自由狩猟権を与えられる例が支配的であって、「特権」 (trespass) への侵害の科料は10ポンドとされる。

領民の建築用材の伐採に関する認可は、森林官の職掌に属する特殊業務である。ダラム司教領の慣習に従えば、筆頭森林官 (chief forester) の認可を得て購入された木材は、6カ月以内に荷車で搬出されなければなら

ず、それに反すれば筆頭森林官 (chief forester) の意のままの処分に委ねられる。筆頭森林官の認可を欠くとき、森林から木材を搬出するならば投獄される。以上で見てきたように、広汎な森林特権の実質は、イングランド北部地域におけるダラム司教の管轄権限の内容を、決定的に増加させるものであった。フレーザーの評価に従えば<sup>5)</sup>、国王大権からの森林特権の移譲が、ダラム司教に、平均年間 5,000 ポンドの財政収入を附加することになる。森林特権は、森林法 (forest law) の持つ独占的・排他的権限としての性質に加えて、自由狩猟権の創出および授封の権限を含むことにより、領域支配権の基軸を形づくるものであり、ダラム司教の領域支配権の特殊な自立化的存在形態を構成しているのである。〔〔補註〕上述VIのダラム司教領の森林特権に関する叙述の素材は、主として、Fraser, Constance M., *Prerogative and bishops of Durham, 1267-1376*, in English Historical Review, vol. lxxiv (1959), pp. 470-472 に依拠している。〕

## 〔注〕

## I

- 1) Lapsley, G. T. *The county palatine of Durham*, Harvard Historical Studies, vol. viii. New York, etc., 1900. chap. ii, pp. 31-76.
- 2) Sutherland, D. W., *Quo warranto proceedings in the reign of Edward I*, 1278-1294. 1963. pp. 22-23.
- 3) ibid., op. cit., pp. 30, 180, 188.
- 4) ibid., op. cit., pp. 186-189. ; Plucknett, T. F. T., *Legislation of Edward I*, 1949. pp. 38-47, 48-50.
- 5) Fraser, C. M., *Edward I of England and the regalian franchise of Durham*. *Speculum*, vol. xxxi (1956), pp. 329-342. ibid., *Prerogative and the bishops of Durham, 1267-1376*. English Historical Review, vol. lxxiv (1959), pp. 467-476.
- 6) *Assize Roll, Northumberland*, (the Publications of the Surtie Society, 88)
- 7) ed. Illingworth, W., *Record Commission, Placita de quo warranto*. 1818. pp. 604-605.
- 8) ibid., op. cit., p. 604.

## II

- 1) Placita de quo warranto <以下, PQW. と略記>, p. 604.
- 2) Fraser, C. M., op. cit., in Speculum, xxxi, p. 330.
- 3) ibid., op. cit., p. 330.
- 4) PQW., p. 604.
- 5) PQW., p. 604.

## III

- 1) Fraser, op. cit., in English Historical Review, lxxiv, p. 468.
- 2) ibid., op. cit., p. 468. Assize Roll, Northumberland, pp. 13-18.
- 3) Cam, H. M., The hundred and the hundred rolls, 1930, 1963. chap. x, pp. 137-145.
- 4) ibid., op. cit., pp. 284-285.

## IV

- 1) PQW. pp. 604-605.
- 2) PQW. p. 604.
- 3) Fraser, op. cit., in Speculum, xxxi, p. 331, ibid., op. cit. in English Historical Review, lxxiv, p. 469.  
Assize Roll, Northumberland, pp. 26-31.
- 4) Fraser, op. cit., in English Historical Review, pp. 469-470.
- 5) PQW. p. 604.

## V

- 1) Lapsley, op. cit., p. 34.
- 2) Fraser, op. cit., in Speculum, xxxi, pp. 336-337.
- 3) Fraser, op. cit., in English Historical Review, lxxiv, p. 474
- 4) Fraser, op. cit., in Speculum, xxxi, pp. 335-337.
- 5) PQW. p. 604.

## IV

- 1) アントニー・ベックのダラム司教座叙任は, 1279~80年以降, 1293年以前の期間中の時点に属する。PQW., p. 604. 参照。Lapsleyによれば1284~1311年在職。
- 2) PQW. pp. 604--605. ダラム司教領内中小貴族の自由狩猟権の領有状況が詳細。
- 3) 本来, 等しく国王大権に属する鉱山採掘権について, PQW., p. 604. 参照。
- 4) Fraser, op. cit., in English Historical Review, lxxiv, pp. 470-471.
- 5) Fraser, op. cit., pp. 471-472.